

# 【1か月の自己負担限度額】

国民健康保険

## 70歳未満の場合

区分	所得区分	自己負担限度額 (3回目まで)	多数回該当 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

- 所得は前年の所得になります(1~7月診療分は前々年の所得になります)
- 基礎控除後の所得は、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額のことです
- 所得の申告がない世帯は、未申告世帯となり、区分アとみなされます
- 区分オは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方になります

## 70歳以上75歳未満の場合

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数回該当 (4回目以降)
現役並み所得者		Ⅲ 課税所得 690万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
		Ⅱ 課税所得 380万円超 690万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
		Ⅰ 課税所得 145万円超 380万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般		18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	なし
低所得者Ⅰ			15,000円	

- 所得は前年の所得になります(1~7月診療分は前々年の所得になります)
- 年間(8月から翌年7月)の外来の限度額は144,000円です(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱ)
- 低所得者Ⅱは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税の方になります
- 低所得者Ⅰは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ世帯全員の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方になります